

宿泊拒否に関する海外法規と文献の整理

分担研究年度終了報告書

研究代表者 山岸 拓也（国立感染症研究所 薬剤耐性研究センター 室長）  
研究分担者 福住 宗久（同 実地疫学研究センター 主任研究官）  
研究協力者 星野 はる（同 協力研究員）

研究要旨

国内では、現行の旅館業法において、宿泊しようとする者が伝染性の疾患にかかっていると明らかに認められる場合等を除き、宿泊を拒否できないとされている。ただし明らかな感染症が何か、また海外でどのようにこの問題を扱っているか必ずしも明らかではない。そこで、1999年から2023年までの旅館やホテルで確認された感染症の感染伝播事例の文献検索を行った。また、欧米（ドイツ、米国、英国、フランス）やアジア（マレーシア、モンゴル、ベトナム、台湾、韓国、シンガポール）10カ国・地域に関し、旅館やホテルでの宿泊拒否に関する法律があるかどうかを、2022年11月から2023年1月にかけて、各国の公衆衛生担当者にメールまたは対面で確認した。また、感染症法が施行された1999年以降の旅館が関係した感染症事例に関し、文献的考察を行った。文献検索では、“hotel”、“outbreak”、“restaurant”、“bar”、“pool”の他、感染症発生动向調査の対象疾患を用語として、PubMedを利用して2023年3月に実施し、旅館やホテル関連のアウトブレイクと考えられたものを抽出した。

文献検索では8744の文献が最初のスクリーニングで拾い上げられた。そのうち、ホテルに関連するアウトブレイクに関する文献は57であった。なお、宿泊療養所として活用されたホテルでのCOVID-19アウトブレイクは除外した。57事例（文献）のうち、レジオネラ症が22（39%）、ノロウイルス感染症が13（23%）サルモネラ症と急性下痢症が各4（7%）であった。海外法規の調査では、基本的に、国の法令によって営業による宿泊拒否に制限がかかっておらず、例えば、シンガポールでは、COVID-19の流行への対応として、法令に基づき、宿泊施設による有症状の入場者の入場拒否などが行われていた。

A. 研究目的

現行の旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)においては、「営業者は、宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められる場合を除いては、宿泊を拒んではならない。」と規定されている。

しかし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の患者に対しては、時に宿泊を断られる事例や、反対にCOVID-19感染が判明していた人の宿泊により旅館ホテル（以下、施設）側が対応を求められる事例も起こっていた。また、海外ではこの問題をどのように扱っているか必ずしも明らかではない。そこで過去10年間の旅館やホテルでの感染症の感染伝播事例を報告した文献を調べ、また、海外で旅館やホテルが、感染症を理由として利用客を拒否できる法律があるかを、欧米やアジア諸国を中心に確認した。

B. 研究方法

1. 研究デザイン

(1) ホテルや旅行関連の感染症アウトブレイク事例の文献調査

感染症法が施行された1999年以降の旅館が関係した感染症事例に関し、文献的考察を行った。文献検索では、“hotel”、“outbreak”、“restaurant”、“bar”、“pool”の他、感染症発生动向調査の対象疾患を用語として、PubMedを利用して2023年3月に実施し、旅館やホテル関連のアウトブレイクと考えられたものを抽出した。

を抽出した。

(2) 宿泊拒否に関する海外法規の調査

欧米やアジア諸国の公衆衛生担当者に対し、以前より構築していたネットワーク（実地疫学専門家養成コース(FETP)など）を用い、メールや対面による聞き取り調査を、2022年11月から2023年1月にかけて実施した。質問項目は、宿泊拒否を裏付ける法律の有無を通常の法律と特別な法律（日本でいう新型インフルエンザ等対策特別措置法、など）で分けて確認した。

2. 情報源、調査対象者

(1) PubMedを用いた文献検索  
(2) アジアの6か国・地域（マレーシア、モンゴル、ベトナム、台湾、韓国、シンガポール）、欧米4カ国（ドイツ、米国、英国、フランス）の情報を確認した。

3. 倫理面での配慮

本研究では個人情報扱っておらず、倫理上の問題が発生する恐れはない。

C. 研究結果

(1) ホテルや旅行関連の感染症アウトブレイク事例の文献調査

8744の文献が最初のスクリーニングで拾い上げられた。そのうち、ホテルに関連する

アウトブレイクに関する文献は57であった。なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の宿泊療養所として活用されたホテルでのCOVID-19アウトブレイクは除外した。58文献のうち、レジオネラ症が22 (39%)、ノロウイルス感染症が13 (23%)、サルモネラ症と急性下痢症が各4 (7%)であった(表1)。事例としては1事例だが、対策を考えるうえで重要な事例として2003年香港で起きた重症呼吸器症候群(SARS)があった。この事例では、1人のSARS感染者が数日前から始まった呼吸器症状を有する状態で香港のホテルに一泊した際に、同じフロアに宿泊していた7人の客に感染させた事例であった。客の感染事例が30 (53%)であり、従業員の感染事例が1 (2%、ノロウイルス感染症)、客と従業員の感染事例が15 (26%)、その他が11であった。報告は23カ国から行われており、欧州・英国9カ国・地域(欧州、英国、ドイツ、スペイン、ノルウェー、スウェーデン、ギリシャ、ラトビア、アイルランド)、アジア太平洋6カ国・地域(オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、香港、台湾、日本)、北南米5カ国・地域(米国、カナダ、カリブ諸国、ドミニカ共和国、メキシコ)、中東アフリカ3カ国(エジプト、イスラエル、ケニア)であった。

## (2) 宿泊拒否に関する海外法規の調査

調査対象の10カ国・地域のうち、平時の法律で旅館が利用客を断れる法律があると回答を得たものは無かった(表2)。マレーシアでは1988年成立の“Section 5, Prevention and Control of Infectious Diseases Act 1988”で、健康観察に関する記載があるとのことだったが、利用者の健康状態を確認するアプリは今回のCOVID-19で開発されたアプリケーションの様であった。台湾では、Article 42により、利用客で感染症疑いの患者では、医師による診断又は検査を受けていない場合、従業員が24時間以内に当該患者の所在地を所轄官庁に届け出なければならない、とされており、違反した場合は罰金や営業停止が課せられると回答があった。ただし、施設側の利用拒否に関しては規定がないと考えられた。韓国では、同国の感染症対策関連法規では宿泊施設への訪問を規制する法律はないとのことであったが、同国の検疫関連法規の枠組みでは、宿泊施設への訪問を制限できるとのことであった。欧州4カ国では、宿泊拒否に関係した法律はないとのことであった。

特別な法律の下では、2カ国だけ宿泊拒否を裏付ける根拠があると回答していた(表3)。今回COVID-19で施行された特別な法律では、マレーシアでは、利用客が有症状であった場合、旅館やホテルが断れるとのことであった。

また、シンガポールでは、施設の管理者が利用客が有症状かどうか確認し、有症状であった場合、利用を断らねばならないという法律を制定していた(COVID-19 Act 2020, temporary measures)。

## D. 考察

文献的考察では、旅館やホテルに関連した感染症アウトブレイクの報告は4割弱がレジオネラ症であり、レジオネラ症は、ヒトヒト感染が起こらないと考えられており、旅館の環境整備で予防が期待でき、宿泊拒否をする理由にはならない感染症であると考えられた。次いで約1/4を占めたノロウイルス感染症は、環境から舞い上がったウイルス粒子による感染も懸念されており、引き続き嘔吐を起こした利用者や従業員では特別な予防が必要である。ただし、ノロウイルス感染症も宿泊を拒否するほど重症な疾患というわけではなく、適切に医療につなげることで本人の健康や他の利用者・従業員の健康が侵害される危険は少ないと考えられた。また、COVID-19流行下では旅館業が休業していた国も多かったせいか、COVID-19アウトブレイクの報告は確認されなかった。

海外法規の調査で確認したアジア4カ国・地域、欧米4カ国では、旅館やホテルなどの施設が、感染症を理由として利用客の宿泊拒否を制限する法律は、確認されなかった。しかし、一部の国では疑い患者の段階から利用を拒否することができる法律を制定していた。特措法などの特別な法律の下では、感染症であれば感染拡大防止のため、感染者以外にも等しく権利が制限されることがあり、その一環での宿泊拒否は許容されるという考え方もある。他国の状況、国内のCOVID-19を含む様々な感染症対応の経験、関係団体の意見を集約し、宿泊を拒否すべきかどうかを議論していく必要があるが、その際は平時と有事で分けて議論していくことが有用と考えられた。

## E. 結論

宿泊拒否に関する海外法規の調査では、情報が収集できた8カ国・地域のうち、基本的に、国の法令によって営業による宿泊拒否に制限がかかっておらず、例えば、シンガポールでは、COVID-19の流行への対応として、法令に基づき、宿泊施設への入場者が特定の症状を有するかどうかを確認し、有症状者の入場拒否などが行われていた。宿泊拒否に関しては、人権保護の観点から慎重な議論が必要であり、平時の法律下での扱いと、社会に

影響が大きい感染症の勃発時に適応される特措法など特別な法律での扱いを分けることも意義があると考えられた。

F. 健康危険情報  
該当なし

G. 研究発表  
該当なし

H. 知的財産権の出願・登録状況  
(予定を含む。)

1. 特許取得   なし
2. 実用新案登録   なし

表1 ホテル旅館における感染症アウトブレイク事例の報告、Pubmed, 1999-2021

疾患名	事例数 (n=57)	(%)
Legionellosis レジオネラ症	22	(39)
Norovirus ノロウイルス感染症	13	(23)
Salmonella サルモネラ症	4	(7)
Acute gastroenteritis 急性下痢症	4	(7)
Cryptosporidiosis クリプトスポリジウム	3	(5)
Histoplasmosis ヒストプラズマ症	2	(4)
Campylobacteriosis キャンピロバクター症	1	(2)
Cholera コレラ	1	(2)
Hepatitis A A型肝炎	1	(2)
Malaria マラリア	1	(2)
Respiratory disease 呼吸器感染症	1	(2)
SARS 急性呼吸器症候群	1	(2)
Shigellosis 細菌性赤痢	1	(2)
Tuberculosis 結核	1	(2)

表2 アジアと欧米主要国における平時の法律下での旅館ホテルの宿泊拒否を裏付ける法律の有無とその内容、2023年2月

国	宿泊拒否に関する法的制限 (通常)	法律	罰則	備考	Link
Malaysia	△	Prevention and Control of Infectious Diseases Act 1988	違反者は、罰の一環として、罰金を科されたり、2日から数か月の投獄や社会奉仕活動が課せられる。	Under Section 5 of the Prevention and Control of Infectious Diseases Act 1988 すべての施設/ホテルは、訪問者の体温と状態を MySejahtera で確認する必要がある。 問合せ：Medical Development Division, Ministry of Health	<a href="https://www.moh.gov.my/index.php/pages/view/392">https://www.moh.gov.my/index.php/pages/view/392</a>
Mongolia	不明	—	—	返信がなかった 問合せ：National Center for Communicable Diseases	—
Vietnam	不明	—	—	返信がなかった 問合せ：Cho Ray Hospital	—
Taiwan	△	Communicable Disease Control Act	Article 67 1. 次のいずれかの条件を満たした場合、NT\$60,000 ~ NT\$300,000 の罰金が科せられる。 2. 改善が見られるまでの全部または一部の停止	Article 42 従業員が、伝染病の疑いのある患者または遺体を発見したが、医師による診断または検査を受けていない場合、24 時間以内にそのような症例の所在地の所轄官庁に通知しなければならない 問合せ：Taiwan Centers for Disease Control, Ministry of Health and Welfare	<a href="https://www.moj.gov.tw/CommunicableDiseaseControlAct-ArticleContent-Laws&amp;RegulationsDatabaseofTheRepublicofChina(Taiwan)">Communicable Disease Control Act - Article Content - Laws &amp; Regulations Database of The Republic of China (Taiwan)</a> ( <a href="https://www.moj.gov.tw">moj.gov.tw</a> )
Korea	×	Korea's Infectious Disease Control and Prevention Act	予防または封じ込め措置として課された検疫命令に違反した者は、1 年以下の懲役または 1,000 万ウォン (約 8,090 米ドル) 以下の罰金に処せられる。	韓国の感染症予防法は、感染症の症状がある人の公共施設や宿泊施設への訪問を制限する明確な規則や規制を規定していない。しかし、同法は、感染症の疑いがある人の入院と検疫に関する規則と規制を規定しているため、韓国政府は同法に基づいて公共施設や宿泊施設への訪問を制限することができる。 問合せ：Korea Disease Control and Prevention Agency	<a href="https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=188080&amp;viewCls=eng&amp;lsInfoR&amp;chrClsCd=010203#0000">https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=188080&amp;viewCls=eng&amp;lsInfoR&amp;chrClsCd=010203#0000</a>
Singapore	×	—	—	宿泊拒否を制限する法令の規定はない  問合せ：National Centre for Infectious Diseases, Ministry of Health	<a href="https://www.moh.gov.sg/covid-19/advvisory-on-updated-safe-management-measures-in-dormitories-and-recreation-centres">MOH   News Highlights</a> <a href="https://www.moh.gov.sg/covid-19/advvisory-on-updated-safe-management-measures-in-dormitories-and-recreation-centres">https://www.moh.gov.sg/covid-19/advvisory-on-updated-safe-management-measures-in-dormitories-and-recreation-centres</a>
Germany *	×	Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland) 第 3 条第 3 項	—	宿泊拒否に関する規制はないが、ドイツ連邦共和国基本法 (Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland) 第 3 条第 3 項において、「誰も、性別、家系、人種、言語、出身地、信仰、宗教的又は政治的信条を理由に差別されたり、優遇されたりしてはならない。何人も、障害を理由に差別されてはならない。」とされている。	—
America (NY) *	×	ニューヨーク州 公民権法 (州法)	—	公民権法第 II 編 (連邦法) において、すべての者は、人種、肌の色、宗教又は国籍を理由に差別されることなく、公共の宿泊施設の財、サービス、施設、特権、利点及び宿泊施設を完全かつ平等に享受する権利を有するとされている (42 U.S.C. § 2000a (a) )。	—
England (London) *	×	Equality Act 2010, Disability Discrimination Act 1995	—	宿泊業に関する規制はないが、一般的に、Equality Act 2010, Disability Discrimination Act 1995等により、年齢、障害、性別、婚姻、妊娠、人種、宗教等を理由とする差別は禁止されている。	—
France (Paris) *	×	刑法典 (Code penal)	—	宿泊拒否に係る規定はないが、刑法典 (Code penal) には一般的な差別禁止規定があり、健康状態、家庭状況 (子どもや配偶者の有無) 等に基づくサービス提供の拒否が原則禁止されている (同法典225-1条)。	—

\* 2020年11月時点の情報

表3 アジアと欧米主要国における特別な法律下での旅館ホテルの宿泊拒否を裏付ける法律の有無とその内容、2023年2月

国	宿泊拒否に関する法的制限 (特別な法律)	罰則 (特別な法律)	備考 (特別な法律)
Malaysia	－	不明	
Mongolia	不明	不明	
Vietnam	不明	不明	
Taiwan	不明	不明	Article 44 旅行者がホテル（強化された検疫ホテルではない）に滞在し、後でCOVID-19が確認された場合、公衆衛生当局はそれらの患者を指定された場所に移送する
Korea	不明	不明	
Singapore	－	不明	COVID-19 (Temporary Measures) Act 2020 新型コロナウイルス感染症対策特別措置法（COVID-19 (Temporary Measures) Act 2020）に基づく行動制限令（Control Order）において、施設の管理者は入場者が特定の症状（咳、くしゃみ、息切れ、鼻水、嗅覚障害）を有するかどうかを確認し、該当する者の入場を拒否しなければならないとされている（罰則あり）。
Germany *	－	－	
America (NY) *	－	－	
England (London) *	－	－	
France *	－	－	